

## 月曜日窓口事務延長のお知らせ

平成29年4月より、月曜日窓口事務延長中に、これまでの事務に加えてパスポートの受け取りができるようになりましたので、ご利用ください。

【場所】 鏡野町役場本庁 住民税務課

### 【延長時間】

月曜日19時まで（個人番号カードの受け取りは18時30分まで）

※祝日・年末年始を除きます。

### 【取り扱い事務】

- ・住民票、戸籍に関する証明書の発行
- ・印鑑登録、証明書の発行
- ・個人番号通知カードの住所や氏名の書きかえ、再発行受付
- ・個人番号カードの受け取り
- ・パスポートの受け取り
- ※パスポートの申請はできません。
- ※岡山県証紙の販売時間は延長していません。

### 【お願い】

- ・各種申請時に、運転免許証といった本人確認書類を確認させていただきま
- す。
- ・代理の方の各種手続きには委任状などが必要ですので、事前にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

鏡野町役場 住民税務課  
電話(0868)54-2985  
FAX(0868)54-3940

## 年金受給資格期間の短縮について

平成29年8月から、年金を受給するために必要な資格期間が10年となります。

※資格期間↓保険料納付済・免除期間、合算対象期間、厚生年金等の加入期間など

### ◆制度改正の注意点

- ①年金を受給するための年齢要件は変更ありません。
- ②遺族の年金や障害の年金の権利を有している場合、老齢の年金を決定しても併給調整により停止となることがあります。今回の制度改正によって手続きを行っても、皆様の受け取る年金額が変わらないケースがあります。
- ③遺族厚生年金の受給要件は変わっていません。亡くなられた方の資格期間が25年以上あることが必要です。

### ◆年金請求書の送付時期

日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、ご自宅宛てに老齢の請求書（黄色）を送付します。

黄色の請求書が届かない方でも、任意加入の申出により期間を加えたり、合算対象期間を含めて年金を受給できる可能性がありますので、自身の資格期間をご確認ください。

黄色の請求書は平成29年2月下旬～7月上旬にかけて順次発送を行います。具体的なスケジュールは決まり次第日本年金機構HP等でお知らせします。

### ◆手続きについて

黄色の請求書がお手元に届き次第、市区町村役場にて必要な各種証明書類の発行を受け、最寄りの年金事務所等で手続きを開始してください。

年金を受給する権利が発生する日は平成29年8月1日となります。

### お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)3-26663  
ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165  
※0500から始まる電話でおかけになる場合は 電話 03-6700-1165

## 4月2日は「世界自閉症啓発デー」 4月2～8日は「発達障害啓発週間」です

自閉症をはじめとする発達障害は生まれつきの脳の機能障害ですが、一見しただけでは障害があるとわかりにくいのが特徴です。発達障害について正しい理解を身につけることは、発達障害のある方だけでなく、みんなが自分らしく暮らせる町づくりにつながります。

保健福祉課の発達支援相談窓口では、発達支援コーディネーター（臨床心理士）が、発達障害のある方やご家族のご相談に応じています。気軽にご相談ください。



お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課（発達支援相談窓口） 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891